# 青少年を守るデジタル保護策: 直接的な SNS 規制によらないアプローチの予備的比較調査

桃井康成 momo@iij.ad.jp 株式会社インターネットイニシアティブ

筆者の前研究「青少年を守るデジタル保護策: 各国における SNS 規制の予備的比較調査」では、青少年保護を目的とした SNS 法規制の国際的動向について横断的な予備調査を行い、報告した。本研究では、その調査過程で明らかになった「直接的な SNS 規制によらない青少年保護アプローチ」に焦点を当て、特に日本と比較的近いインターネット環境や文化的背景を持つ韓国と台湾を比較対象として選定し、周辺法や啓発、教育などによる保護策の分析と比較を行った。調査手法としては前研究と同様、各国・地域における保護策形成の社会的背景や契機となった事象、関係者からの反応などに関するメディア報道も分析対象とし、社会文化的背景や国情の差異を考慮した多角的視点での分析を試みた。多様な法体系と文化的文脈に基づく間接的アプローチの比較は非常に難しいが、これらの多様な保護策を知ることを通じて、直接規制と間接的アプローチの相補的な関係を明らかにし、日本における均衡の取れた政策立案への具体的示唆を提供することを目指している。

## Digital Guardrails for Young Users: A Preliminary Comparative Study of Indirect Protection Approaches

Yasunari Momoi momo@iij.ad.jp Internet Initiative Japan Inc.

In my previous research, "Digital Guardrails for Young Users: A Preliminary Comparative Study of Social Media Regulations Across Countries," I conducted and reported on a cross-sectional preliminary survey of international trends in legal social media regulations designed to protect young users. This current study focuses on "youth protection approaches that do not rely on direct social media regulation" that emerged during that investigation, specifically selecting South Korea and Taiwan as comparison subjects due to their relatively comparable internet environments and cultural backgrounds to Japan, analyzing and comparing protection measures implemented through related laws, awareness campaigns, and educational initiatives. Following the methodology of my previous research, I included media reports on the social backgrounds that shaped these protection measures in various countries and regions, the triggering events, and stakeholder reactions as subjects of my analysis, attempting a multifaceted analysis that considers sociocultural backgrounds and national differences. While comparing indirect approaches based on diverse legal systems and cultural contexts is extremely challenging, this study aims to illuminate the complementary relationship between direct regulations and indirect approaches through an understanding of these varied protection measures, ultimately providing concrete suggestions for balanced policy development in Japan.

## 1. 背景

前研究「青少年を守るデジタル保護策: 各国における SNS 規制の予備的比較調査」では、青少年保護を目的として直接的な法規制という制限を導入しようとしている国々について調査結果をまとめた。この調査を通じて明らかになったのは、青少年をとりまくデジタル環境をめぐる問題が各国共通の課題となっているという事実である。

近年、個々人が所有するスマートフォンなどのデジタル機器、ソーシャルメディアやプラットフォームの爆発的な普及にともなって、青少年が直面するリスクは多様化かつ深刻化している。青少年のメンタルヘルスへの悪影響は特に深刻で、過度な SNS 利用がうつ病や不安障害、自己肯定感の低下を引き起こすという研究報告が世界各国で相次いでいる。さらに、オンライン上でのいじめ、性被害、それらが引き金となった

青少年の自殺事件の増加も各国で報告されており、デジタル環境における青少年の安全確保は急務となっている

加えて、近年特に問題視されているのが、青少年が犯罪に巻き込まれるケースの増加である。日本では「闇バイト」と呼ばれる違法な副業への勧誘や、特殊詐欺の実行犯として青少年が利用される事例が頻発している。これらの犯罪への勧誘の多くが SNS を通じて行われており、プラットフォームが青少年を犯罪に巻き込む温床となっている現実がある。

注目すべきは、民主主義、自由主義を標榜する国々において、表現の自由やプライバシーの権利と対立する可能性がある直接的な法規制が相次いで導入されようとしていることである。これは、各国において青少年を取り巻くデジタル環境の問題がそれだけ切迫した状況にあることを示していると考えられる。実際、各国においてこのような法規制に対する世論の支持率はおおむね高く、青少年保護の必要性について広範な合意が形成されつつあるように見える。

一方、直接的な法規制によらず、既存の法規制の強化や周辺法の整備、教育、啓発活動の充実などを通じて青少年保護に取り組んでいる国々も多い。このような間接的アプローチは、直接的な規制以上に各国の法体系、社会制度、文化的背景の影響を強く受けるため、比較分析はより困難になる。

本研究では日本、韓国、台湾の三ヶ国に焦点を当てた比較分析を試みる。これらの国では、文化的背景やインターネット環境、デジタル技術の普及状況などが比較的類似しており、間接的アプローチの比較分析において有意義な示唆が得られると考えたためである。

これら三ヶ国はいずれも高度にデジタル化された 自由主義の社会でありながら、青少年保護について直 接的な法規制ではなく、既存制度の活用や教育的アプローチを重視する傾向があった。本研究では、これら の国における青少年デジタル保護策の調査結果をまと め、その比較を通じてそれぞれの間接的アプローチの 特徴と効果について分析を行った。この分析により、 日本における今後の政策立案に向けた具体的示唆を提 供することを目指している。

### 1.1 法規制をした国々の動向

前の調査でまとめた 2025 年 5 月から本論文をまとめる 8 月にかけて、世界各国における青少年保護を目的としたインターネット及び SNS 規制において、特にオーストラリアと英国で法律の施行に向けた具体的な動きがあった。

オーストラリアでは、16 歳未満の SNS 利用を禁止する「オンライン安全改正法 (ソーシャルメディア最低年齢)」[3] の 2025 年 12 月までの施行に向けて、年齢確認方法の検証が進んだ。6 月 20 日に政府が支援する年齢確認技術の試験結果が公表され、これを受けて規制当局である eSafety Commissioner は 6 月下旬から7月上旬にかけて、SNS プラットフォーム事業者

や専門家、市民団体を交えた公式なコンサルテーションを開始した [4]。技術試験では、技術を適切に適用することで、プライバシーを保ち堅牢かつ効果的に年齢認証を実施可能であると結論付けられた。個々の技術の評価として AI による顔分析などの有効性が示される一方で、年齢推定ではティーンエイジャーを誤って年上と認識する精度の課題やプライバシー保護に関する懸念も明らかになり、これらの検証結果をガイドラインにいかに反映させるかが議論となっている [5]。

英国においては、「オンライン安全法」[6] の施行を担当する Ofcom が、青少年を保護するための具体的措置を定めた「行動規範」とガイダンスを最終化し、事業者に対する義務をより明確にした [7]。 Ofcom は青少年に有害なコンテンツに関するリスク評価を事業者に義務付け、レコメンデーションアルゴリズムによる有害コンテンツのフィルタリングや効果的な年齢確認の実施など、40 以上の実質的な措置を盛り込んだガイダンスを公表した。

その他の地域では、欧州連合がデジタルサービス法に基づく未成年者保護ガイドライン [8][9] の策定を進めている。米国では連邦レベルで Kids Online Safety Act (KOSA) 法案の再提出があった [10] 一方、州レベルではフロリダ州の HB3 法を巡る法廷闘争が続いている [11]。

この期間は、前年に成立した新しい法律が実効性を 持つよう、具体的な施行に向けたルール作りや準備が 本格化した時期と言える。難しいと言われている技術 要素をひとつひとつ検証して、法規制を実効性のある 状態で施行できるのか、各国での議論が続いている。

#### 2. 調査

本研究では、各国の青少年保護に関する情報収集を、インターネット上で公開されている情報を対象とした文献調査によって実施した。情報収集は2024年から2025年にかけて実施し、各国・地域の最新動向を可能な限り反映するよう努めた。本調査はインターネット上の公開情報に基づいているため、各国の言語や翻訳の精度、情報公開制度の違いにより入手可能な情報の質や量に差異がある点は研究の限界である。

#### 3. 韓国

韓国では、インターネットや SNS での青少年保護にあたり、厳しい罰則の導入と、幅広い教育や技術的対策の実施という、2 つの側面から総合的な取り組みが行われている。

この制度ができあがった背景には、国民に大きな衝撃を与えた重大な事件が強く影響している。特に2008年のチョ・ドゥスン事件 [12] や2019年から2020年にかけての N 番部屋事件 [13] が政策の方向性を決める大きなきっかけとなった。これらの事件は国民の激しい怒りを背景に、児童・青少年の性を守る法律の大幅な強化や複数の法律にわたる大きな改正を引き起こした。

法的な仕組みの中心となっているのは、児童・青少年の性を守る法律 [14][15] と、情報通信網の利用促進と情報保護に関する法律 [16][17] である。前者は個人の犯罪者を対象としたものであり、実在の人物だけでなく創作物の準児童ポルノまで規制の対象とし、重い刑事罰に加えて加害者の情報公開、長期間の就業制限、電子による監視という何重もの制裁を科している。後者はプラットフォーム事業者に対し、年齢確認システムの導入、有害なコンテンツの警告表示、青少年保護責任者の指定などを義務付けている。すなわち、個人の加害行為を厳しく取り締まる法と、事業者の管理責任を強化する法を両輪として、青少年保護の枠組みを形成しようとしている。

制度運営の組織構造を見ると、権限が明確に中央に集中していることが分かる。違法・有害情報の審議や削除命令といった強力な権限は、放送通信委員会(KCC)が担っている。インターネット安全委員会(KISCOM)などの自主規制機関もあるが、政府の監督と企業の利害の間で調整役にとどまり実効性が低いという見方もある。教育や支援制度の運営は女性家族部が中心となっており、文化体育観光部や民間団体やNPOと協力して、ソフトな側面から政策を推進している。このような構造は、国家主導型のガバナンスが色濃く反映されていることを示している。

厳しい法規制と同時に進められる穏やかな取り組みには、2022年から中学校で正式な教科となったデジタルリテラシー教育、政府が支援するフィルタリングソフトウェアの無料配布、事業者への青少年保護責任者指定の義務がある。しかし、これらの取り組みも国家主導で進められる特徴を持ち、フィルタリングは技術に詳しい青少年による回避が簡単である、青少年保護責任者制度は形だけのものになっているとの批判を受けているなど、実効性には課題がある。

韓国が状況にあわせて柔軟に対応を変えていく様子は、ゲームシャットダウン制度の廃止事例によく表れている [18]。深夜時間帯の青少年のオンラインゲーム接続を強制的に遮断するこの制度は、スマートフォンの普及によるモバイルゲーム中心の時代に技術的に古くなり、最終的に廃止された。この事例からは、政府が時代遅れとなった政策を現実的に見直す実用主義と、直接的な規制からより適切な対応策へと方針を転換する傾向がうかがえる。

N番部屋事件への対応では、複数の法律が迅速に改正され、法の徹底した執行や関係省庁による合同対策本部の設置、さらに数百万人規模の国民による署名活動など、社会全体が一体となって大規模な対策が講じられた。このように、社会的な関心が高まった際には、韓国の制度が非常に速いスピードで動くことが明らかである。また、メタバースや AI といった新しい技術分野に対しても、既存法の解釈を拡張したり、新たなガイドラインを策定したりするなど、積極的かつ迅速な対応が見られる。一方で、こうした事例からは政府

の対応が柔軟すぎるあまり、十分な議論を経ずに世論 のムードに押されて拙速に政策決定が行われていると いうような危うさも感じられる。

児童・青少年の性を守る法律と情報通信網の利用促 進および情報保護に関する法律という二本柱から成 る韓国のシステムは、厳しい刑事罰を背景にして、比 較的穏やかな取り組みにも正当性を与え、事業者や教 育機関を国の方針に従わせる力となっている。しかし この仕組みには、国民の知る権利や表現の自由との摩 擦、制度の目的と実際の運用のずれ、国による統制を 嫌い利用者が他国のサービスに移っていく信頼の問 題など、課題もある。韓国の手法は、事件をきっかけ とした世論の盛り上がりに乗じての迅速な対応や強い 執行力を発揮する。一方で、規制が広がりすぎたり表 現の自由が損なわれたりするリスクや、技術的な解決 策にも限界があることが浮き彫りになっている。イン ターネットという国際的なプラットフォームでは、国 内のルールによる規制や検閲には限界がある。今後は グローバルなデジタル社会の中で柔軟に対応する力が 求められるだろう。

## 4. 台湾

台湾における青少年のデジタル保護策は、国家による直接的なアクセス遮断や検閲は行わず、青少年を守るために複数のアクターが役割を分担、連携する多面的な仕組みを構築している。この仕組みの中心となるのは、法制度、共同規制(官民が連携しての規制)、教育、市民社会での活動の4つの柱である。遮断などの短期的な解決策ではなく、批判的思考力とレジリエンスを備えた自律的な市民の育成を目標に据えている。

土台となる法制度は「兒童及少年福利與權益保障法 [19]」である。この法律は「児童及び少年の最善の利益」を原則とし、有害要因からの隔離という消極的保護にとどまらず、心身の健全な発達を促進するという積極的目標を掲げている。第 43 条では、暴力や流血表現、性的・わいせつ表現、賭博などのコンテンツの閲覧制限や電子機器の過度な使用抑制を規定し、インターネット上の内容を明示的に規制対象に含めている。青少年を守る責務は保護者、一般市民、事業者と社会の多主体に配分され、保護者には監督義務、市民や事業者には有害コンテンツの提供、流通防止義務が課される。違反には高額の罰金が科され、単一の検閲機関を置くのではなく、このような責任分担を通じて「社会的責任の共有」を制度的に促進している。

運用面では、複数省庁が分野横断的に関与している。衛生福利部が主管として制度全体を統括し、国家通訊伝播委員会 (NCC) が通信・放送分野の規制を担い、教育部がカリキュラム設計や教員研修を通じて予防的アプローチを推進する。特筆すべきは、官民パートナーシップ型の共同規制機関「iWIN(網路內容防護機構)[20]」の存在である。iWIN は公的資金で運営されているが、実務は民間団体が担っている。通報を受けてすぐに削除命令を出すのではなく、まずはプラッ

トフォーム事業者の自主的措置を促す。iWIN では政府、学術、NGO、産業界の代表が協議し「有害コンテンツ」の例示を策定・更新する。それを事業者の自主規制基準として機能させることで、国家による規制内容への関与を最小化しつつ、青少年保護という目標の達成を図っている。

教育の面では、デジタル市民として育成することが中心的な位置を占めている。教育部は「科技資訊與媒體素養」を12年一貫の国民基本教育課程における9つの核となる能力の一つとして正式に位置づけ、青少年を受け身的な傍観者ではなく能動的な生産と消費を行う者として育成する方針をとっている[21]。カリキュラムには偽情報の見分け方、アルゴリズムの理解、個人情報の保護、デジタル倫理といった項目が並び、批判的思考力の育成を目指している。また、教員には毎年3時間以上の情報セキュリティ研修が義務付けられている。保護者向けには無料のフィルタリングソフトウェアの提供、デジタルツールキットの配布、情報ポータルなどの包括的なリソースが提供されている。

市民社会と社会への働きかけ活動も重要な役割を 果たしている。児童福利聯盟文教基金會などの NGO が独自の調査研究を実施し、AR 技術を活用した教育 ゲーム開発など新しい手法を使い、全国の学校で教 育プログラムを展開している。iWIN は年次会議や体 験型展示ブース設置などの創造的なキャンペーンを 通じて社会への働きかけを主導し、政府は「網路新國 民 [22]」のような専門ウェブサイト支援や多方面での キャンペーン展開を行っている。これらの活動は市民 教育と、政策の枠組みへの社会的支持を育むという 2 つの役割を果たしている。

台湾における青少年保護施策の真の強みは、法的な枠組み、共同規制、教育、市民社会という4つの柱がバラバラに働くのではなく、深く相互に連携している点にある。保護者がNGOのキャンペーンで法的責任を学び、教育部のツールキットでペアレンタルコントロールを設定し、問題が起きた時にiWINに通報にるという一連の流れが、それぞれのアクターの連携によって実現されている。この仕組みは変化し続けるデジタル環境への適応能力を備えており、新たなコンテンツを巡る議論やAI、メタバースなどの新技術への対応において、多方面の関係者による対話を通じた合意形成を模索している。台湾のアプローチは、表現の自由と青少年の健やかな育成という2つの価値を両立させる、示唆に富んだモデルとなっている。

## 5. 日本

日本におけるインターネットや SNS での青少年保護は、国による直接的なアクセス制限や強いコンテンツチェックは行わず、多方面からの協調的な規制および周辺法による対応を特徴としている。この制度の根幹をなすのは 2009 年に始まった「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 [23]」である。この法律は民間事業者の自主

的・主体的な取り組みを尊重し、行政がそれを支援するという基本的な考え方を掲げており、これは憲法第21条が保障する表現の自由との緊張関係を避けるための細やかな制度的な妥協の産物となっている。

制度設計の基本として、トップダウンの国家による統制ではなく、政府、産業界、保護者、学校、市民社会という複数の関係者が連携するマルチステークホルダー・エコシステムが採用されている。政府の役割は法的な枠組みの整備と関係省庁間の連携にとどめられる一方で、携帯電話事業者には青少年確認義務、説明義務、フィルタリング提供義務が課され、保護者には子供がインターネットを適切に活用する能力を習得することを支援するという努力が求められている。責任を青少年をとりまく社会の複数の主体に分けることで、単一のチェック機関のようなものを設置することを避けながら、各主体による社会的責任の共有を図っている。

制度の中心となっているのは、携帯電話事業者が 18 歳未満の利用者にフィルタリングサービスを原則 として提供、設定する仕組みである。これは、保護者 が不要である旨を申し出ない限り、フィルタリングが 自動的に適用されることを意味している。この設計により、情報アクセスの遮断を判断する主体を国家では なく保護者とする法的な構成を取り、憲法への適合性を確保している。しかし、スマートフォンの普及とと もに制度が想定していなかった新たな課題が生じたため、2017 年の法改正で対象機器の拡大や有効化措置の導入が行われ、技術の進歩に合わせた制度のアップデートが図られている [24]。

青少年インターネット環境整備法を中心としながらも、実際に発生した権利侵害や犯罪行為に対処するため、児童買春・児童ポルノ禁止法 [25] や情報流通プラットフォーム対処法 (旧: プロバイダ責任制限法)[26] といった周辺の法規が重要なセーフティネットとして働いている。さらに各都道府県の青少年育成条例 [27] は、自画撮り要求行為の禁止や淫行の禁止など、国の法律がカバーしていない領域を補う役割を果たしており、予防と処罰を組み合わせた多層的な法的保護の仕組みが作られている。

事業者によるフィルタリングサービスは、当初の単純なウェブサイトのブロッキングから、より包括的なペアレンタルコントロールへと考え方が進化している。よりきめ細かい時間管理、課金制限、利用アプリ制限といったアクセス制御機能を組み合わせ、青少年の SNS やゲーム利用を前提として、健全な利用をサポートする方向に方針を転換した。しかし、前述したとおり制度の中心として取り入れられたフィルタリングの実際の利用率は、契約時加入率 75% に対して実利用率は 40-50% 程度にとどまっており、法律の意図と実態の間にはかなりのずれが生じている [28]。このことは日本での青少年保護のアプローチにおける課題のひとつとなっている。

一方で、グローバルなソーシャルメディア・プラットフォームは、それぞれに独自の利用規約やコミュニティガイドライン、青少年保護機能を通じて日本の国内法を上回る実効的な保護を提供しており、事実上の規制として機能している。例えば、InstagramやTikTokなどは16歳未満のアカウントをデフォルトで非公開にし、見知らぬ成人からのダイレクトメッセージを制限するなど、保護者の判断を待たずに厳しい保護設定を適用している。これは日本の青少年のオンライン体験が国内法だけでなく、グローバルテック企業のポリシーによって、より直接的に決められているという現実を示している。

教育の面では、文部科学省の学習指導要領で情報モラルが基盤的な資質・能力として位置づけられ、GIGAスクール構想 [29] の進展とともに「インターネットは危険だから避ける」から「インターネットを賢く正しく使う」への方針転換が進んでいる。情報を活用する能力の重要な構成要素として情報モラルが全教科横断的に育成されるべきスキルとされ、発達段階に応じた体系的な指導が実施されている。近年では偽・誤情報対応や生成 AI 利用における責任感の育成など、新たな技術課題への対応も図られており、デジタル・シティズンシップ教育の中核として、主体的に行動するための批判的思考の育成が重視されるようになっている。

社会的な支柱として、毎年2月から5月にかけて展開される「春のあんしんネット・新学期一斉行動」が象徴的な取り組みとなっている[30]。関係省庁、産業界、市民団体が協力して、ペアレンタルコントロールの推進、家庭内ルールづくり、新たなリスクへの注意喚起を行っており、政府各省庁による出前講座、啓発資材配布、国民参加型イベントなどの多様な啓発活動が年間を通じて実施されている。業界団体や市民団体にも独自の取り組みを展開しているものがあり、マルチステークホルダー・エコシステムに不可欠な多様性を提供している。

また、警察、法務省、消費者庁、民間団体などによる専門相談窓口のネットワークが整備されており、問題の性質に応じて犯罪捜査、人権救済、消費者保護、削除要請支援などを分担している[31]。これらは予防策が破られた際の重要なセーフティネットだが、事案の種類によっては一般の認知は十分とは言えないのが課題となっている。

日本の強みは大きく3つある。変化に合わせて動ける柔軟さ、普及啓発や教育でリテラシーを高めていく長期的なやり方、そして表現の自由とのバランスだ。政府はタスクフォースや検討会によって継続的なモニタリングと議論を行い、必要に応じて方針を調整している。生成 AI やメタバース、ダークパターンなどの新しい問題にも対応しようとしている。日本がとっているアプローチの本質は、特定の制度そのものではなく、多様な関係者が話し合いながら変わり続ける課題

に合わせて対応し続ける、動的で反復的なプロセスそのものにあると言える。

一方で、弱点もある。利用を個々人の自由意思に委ねるため、フィルタリングの利用率は高くない。長期的に育てるアプローチをとることにより、変化への追従が遅くなることがある。また、自主規制などのソフトな対応が中心となっており強制力が弱いため、海外プラットフォームへの対応は難しいことが多い。

## 6. 分析と考察

日本、韓国、台湾の三カ国における青少年保護の取り組みは、それぞれに違った価値観と制度設計に応じて異なったアプローチを採用している。

日本は全体として協調的なアプローチを採用し、民間主導と行政支援を基本的な考え方として、憲法が保障する表現の自由への配慮を重視している。日本の強みは表現の自由に配慮しつつ、タスクフォース等で新技術課題に継続的に適応する柔軟で反復的なプロセスにあり、弱点は自主性に依存したゆえに起こる実効性のばらつきや対応の遅れであると言える。

韓国の青少年保護は、厳罰化と事業者規制を軸にした強い国家主導型で、重大事件を契機に制度が急速に強化されてきた。時代遅れとなった政策は実用的に見直す柔軟さもあるが、世論に押され拙速になりがちな危うさもあわせ持っていると言える。また、過度な介入は表現の自由と相容れないのは明白であり、利用者のサイバー亡命のような回避行動を引き起こすという問題も抱えている。強い執行力を持つことは穏やかな施策の実効性も高める一方、利用者が海外サービスへ流出する信頼問題、技術的規制の限界などの課題も見え、デジタル環境の変化に即した柔軟な対応が求められていくだろう。

台湾は多方面からのエコシステムアプローチを採用し、短期的な保護や規制を行うのではなく、インターネット技術およびメディアリテラシーを核となる能力に位置づけ、青少年自身がデジタル社会を安全に、倫理的に進んでいくための方向付けと対応力の育成を目標としている。最も特徴的なのは政府と民間が協力して働く共同規制機関iWINの存在で、多方面の関係者による話し合いを通じて線引きを決めていくための配慮と青少年保護のバランスを図ろうとしている。民間との連携も積極的で、多くの団体が調査研究や教材開発を通じて政府の取り組みを補っている。

三カ国のアプローチを比較すると、規制の強さと手法において明確な違いが見られる。日本は民間の自主性を基軸に行政が支援に回る間接型、韓国は国家主導で強めの介入を行う直接型、台湾は両者の中間で共同規制により均衡を目指す中間型と言えるモデルである。表現の自由や青少年の情報アクセス権との関係では、日本は最も慎重に配慮し、韓国は重大事件を契機に表現内容規制などへ踏み込みがちであり、台湾は関係者間の協議を通じて調整を図る。教育や普及啓発へ

の注力は三国に共通するが、日本は利活用前提への転換、韓国は批判的思考の強化、台湾は生産者・消費者としての主体性育成に重心を置く。こうした差異は、各国の政治制度、法文化、社会規範の違いを映し出しており、青少年保護という共通の目標に対して、それぞれの国が自国の文化や社会に適した方法で取り組んでいることを示している。

## 7. まとめ

比較的類似した文化的背景やインターネット環境、デジタル技術の普及状況などをもつ日本、韓国、台湾の三ヶ国における青少年保護の取り組みを比較分析した。直接的な法規制に頼らずに教育や民間との協力により課題を解決していこうという大筋の方向性は類似していたが、個々のアプローチには大きな違いが見られた。日本としては、文化的にも地理的にも近い韓国や台湾の取り組みや状況を継続的に把握し、他国での成功例を参考にして自国に合った施策としてスピーディーに取り込んで行くことが重要であろう。

日本の弱点として、多様な問題に対する相談先を用意しているにもかかわらず認知度が高くないことを挙げたが、今回調査した韓国や台湾ではどの程度の認知度であるのか、また相談窓口をどのように広報しているのかについては情報を見つけることができなかった。今後は特に日本の弱点だと認識している点に重点をおいて、各国の取り組みを調査していきたい。

## 参考文献

- [1] ももいやすなり、水越一郎. JANOG55 BoF: 世界の SNS 事件と規制を語る. BoF, Jan 2025.
- [2] ももいやすなり, 水越一郎. JANOG56 BoF: 世界の SNS 法規制を語る bof リターンズ. BoF, Jul 2025.
- [3] Australian Government. Online safety amendment (social media minimum age) bill 2024. https://www.aph.gov.au/Parliamentary\_Business/Bills\_Legislation/Bills\_Search\_Results/Result?bId=r7284.
- [4] eSafety Commissioner. eSafety's approach to social media age restrictions. https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions.
- [5] Age Assurance Technology Trial. News release: Preliminary findings for publication. https://ageassurance.com.au/wpcontent/uploads/2025/06/News-Release-Preliminary-Findings-for-publication-20250620.pdf.
- [6] GOV.UK. Online safety act: explainer. https://www.gov.uk/government/ publications/online-safety-actexplainer/online-safety-act-explainer,

2023.

- [7] Ofcom. Ofcom's roadmap to regulation. https://www.ofcom.org.uk/online-safety/illegal-and-harmful-content/roadmap-to-regulation.
- [8] European Commission. Commission publishes guidelines on the protection of minors. https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-publishes-guidelines-protection-minors.
- [9] 丸山満彦. まるちゃんの情報セキュリティ気まぐれ日記: 欧州委員会 未成年者の保護に関するガイドライン デジタルサービス法関係(2025.07.14). http://maruyama-mitsuhiko.cocolog-nifty.com/security/2025/07/post-c55960.html.
- [10] Time. Kids Online Safety Act Status: What to know. https://time.com/7288539/kidsonline-safety-act-status-what-toknow/.
- [11] NetChoice CCIA. CCIA and NetChoice file brief in case against Florida's social media rationing law. https://ccianet.org/news/2025/04/ccianetchoice-file-brief-in-case-against-floridas-social-media-rationing-law/.
- [12] Wikipedia. \(\simes\) 斗 淳 事 件. https: //zh.wikipedia.org/w/index.php?title= %E8%B6%99%E6%96%97%E6%B7%B3%E4%BA%8B% E4%BB%B6&variant=zh-cn.
- [13] 海外立法情報課中村穂佳. デジタルライブラリー: 【韓国】デジタル性犯罪に関する法改正. https: //dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_ 11553732\_po\_02850111.pdf?contentNo=1.
- [14] 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会. 韓国性犯罪関連条文和訳(仮訳). https://www.moj.go.jp/content/001162260.pdf.
- [15] 白井京. 韓国における性犯罪者の再犯防止対策一情報公開と位置追跡電子装置. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1000290\_po\_023405.pdf?contentNo=1.
- [16] 白井京. 韓国におけるインターネットへの法的 規制―サイバー暴力と有害サイト規制. https: //dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_ 1000119\_po\_023905.pdf?contentNo=1.
- [17] namuwiki. 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律. https://ja.namu.wiki/w/%EC%AO%95%EB%B3%B4%ED%86%B5%EC%8B%AO%EB%A7%9D%20%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%B4%89%EC%A7%84%20%EB%B0%8F%20%EC%AO%95%EB%B3%B4%EB%B3%B4%ED%98%B8%20%EB%93%B1%EC%97%90%20%EA%

- B4%80%ED%95%9C%20%EB%B2%95%EB%A5%A0.
- [18] 東亜日報. ネットゲーム強制シャットダウン制、 きょうから廃止. https://www.donga.com/jp/ article/all/20220101/3118525/1.
- [19] Taiwan Government. 兒童及少年福利與權益 保障法. https://law.moj.gov.tw/LawClass/ LawAll.aspx?PCode=D0050001.
- [20] 網路內容防護機構. iWIN (網路內容防護機構). https://www.iwin.org.tw/.
- [21] 日本教育情報化振興会. 台湾の教育 ict 動向. https://www.jepa.or.jp/jepa\_ cms/wp-content/uploads/2025/05/ d9d9d0fd8fedc52dce803a9601f12874.pdf.
- [22] 台灣展翅協會 ECPATTaiwan. 網路新國民 Smart Kids. https://www.smartkid.org.tw/.
- [23] e-GOV 法令検索. 平成二十年法律第七十九号 青 少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律. https://laws.e-gov.go.jp/law/420AC1000000079.
- [24] こども家庭庁. 青少年インターネット環境整備法・関係法令. https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet\_torikumi\_hourei.
- [25] e-GOV 法令検索. 平成十一年法律第五十二号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律. https: //laws.e-gov.go.jp/law/411AC0100000052.
- [26] 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等 検討協議会. 情報流通プラットフォーム対処法. https://www.isplaw.jp/.
- [27] こども家庭庁. 都道府県の青少年育成条例等. https://www.cfa.go.jp/policies/youthkankyou/hikouhigai-research/ordinance.
- [28] こども家庭庁. 青少年のインターネット利用環境実態調査. https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet\_research.
- [29] 文部科学省. GIGA スクール構想について . https://www.mext.go.jp/a\_menu/other/ index\_0001111.htm.
- [30] こども家庭庁. 行事等について: 春のあんしんネット・新学期一斉行動. https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet\_use\_gyouji/.
- [31] 首相官邸. 関係省庁等が開設している主な相談 窓口. https://www.kantei.go.jp/jp/pages/ coronavirus\_index\_consulting.html.